

改正案	現行
<p>(定義)</p> <p>第一条 この府令において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>一・二 (略)</p> <p>二の二 株券預託証券 証券取引法施行令（昭和四十年政令第三百二十一号。以下「令」という。）第四条の三第二項に規定する有価証券をいう。</p> <p>三〇十五 (略)</p> <p>(公開買付開始公告の掲載事項)</p> <p>第四条 法第二十七条の二十二の二第二項において準用する法第二十七条の三第一項に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。</p> <p>一〇三 (略)</p> <p>四 次に掲げるいずれかの事項</p> <p>イ 公開買付けに係る自己の株式の取得についての会社法（平成十七年法律第八十六号）第五百五十六条第一項（同法第六十五条第三項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定による株主総会の決議の内容又は取締役会の決議の内容並びにそれに基づいて既に買付け等を行った上場株券等に係る株式</p>	<p>(定義)</p> <p>第一条 この府令において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>一・二 (略)</p> <p>二の二 株券預託証券 証券取引法施行令（昭和四十年政令第三百二十一号。以下「令」という。）第四条の二第二項に規定する有価証券をいう。</p> <p>三〇十五 (略)</p> <p>(公開買付開始公告の掲載事項)</p> <p>第四条 法第二十七条の二十二の二第二項において準用する法第二十七条の三第一項に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。</p> <p>一〇三 (略)</p> <p>四 次に掲げるいずれかの事項</p> <p>イ 公開買付けに係る自己の株式の取得についての商法（明治三十二年法律第四十八号）第二百十條第一項の規定による定時総会の決議の内容又は同法第二百十一條ノ三第一項の規定による取締役会の決議（同項第一号に掲げる場合を除く。）の内容並びにそれに基づいて既に買付け等を行った上場株券等に係る株式</p>

の種類、数及び価額の総額

(削る)

ロ (略)

五・六 (略)

(あん分比例の方式)

第二十一条 (略)

2・3 (略)

4 第一項において一株とは、会社法第百八十八条第一項の規定により一単元の株式の数を定めた会社の株券にあつては当該一単元の株式の数とする。

(公表を要しない事項)

第二十三条 法第二十七条の二十二の三第一項に規定する内閣府令で定めるものは、公開買付けをする発行者の会社法第百五十六条第一項(同法第百六十五条第三項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)の規定による株主総会の決議又は取締役会の決議に基づいて行う自己の株式の取得についての当該発行者の業務執行を決定

式の種類、数及び価額の総額

ロ 公開買付けに係る商法第二百十三条第一項の規定による自己の株式の取得に係る株主総会の決議の内容若しくは同項ただし書の規定による自己の株式の取得に係る定款の定めの内容又は法第二十四条の六第二項に規定する償還株式(以下「償還株式」という。)の消却に係る定款の定めの内容並びにそれに基づいて既に買付け等を行った上場株券等に係る株式の種類、数及び価額の総額

ハ (略)

五・六 (略)

(あん分比例の方式)

第二十一条 (略)

2・3 (略)

4 第一項において一株とは、商法第二百二十一条第一項の規定により一単元の株式の数を定めた会社の株券にあつては当該一単元の株式の数とする。

(公表を要しない事項)

第二十三条 法第二十七条の二十二の三第一項に規定する内閣府令で定めるものは、次の各号に掲げるものに基づいて行う自己の株式の取得についての当該発行者の業務執行を決定する機関による決定をいうものとする。

する機関による決定をいうものとする。

(削る)

(削る)

一 公開買付けをする発行者の商法第二百十條第一項の規定による
定時総会の決議又は同法第二百十一條ノ三第一項の規定による取
締役会の決議（同項第一号に掲げる場合を除く。）

二 公開買付けをする発行者の商法第二百十三條第一項の規定によ
る株主総会の決議若しくは同項ただし書による定款の定め又は法
第二十四條の六第二項に規定する償還株式の消却に係る定款の定
め